答申書（案）

令和〇年〇月〇日

今治市長　徳永 繁樹 様

今治市下水道事業審議会
会長　　森　脇　　亮

適正な下水道使用料のあり方について
(答申)

今治市下水道事業審議会は、令和８年７月 27 日付けで諮問のあった「適正な下水道使用料のあり方について」、慎重に審議した結果、委員の総意として次のとおり答申します。

１　はじめに

下水道は、快適で衛生的な生活環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水被害の軽減など、市民の安全で安心な暮らしを支える重要な社会基盤である。また、下水汚泥等の有効利用を通じた循環型社会の形成や脱炭素社会への貢献など、下水道に求められる役割はますます重要になっている。

本市における下水道事業では、こうした役割を果たすため、これまで公共下水道をはじめとする各種汚水処理施設の整備を進めるとともに、省エネルギー設備やバイオマス利用設備を導入してきた。近年は、経営改善の観点から、施設の統廃合や共同化、計画区域の見直し、民間ノウハウの活用、職員数の削減、企業会計の導入による経営状況の見える化など、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及によって使用料収入が減少する一方、施設の老朽化に伴う更新需要の増加、施設の耐震化や下水道による浸水対策の推進、物価及びエネルギー価格の高騰並びに人件費の上昇に伴う維持管理費の増加など、下水道事業を取り巻く経営環境は今後さらに厳しさを増すことが予想される。

こうした状況を踏まえ、本審議会は、将来にわたり下水道事業の持続可能性を確保し、市民に必要なサービスを安定的に提供するため、経営の健全性、市民負担への配慮及び負担の公平性の観点から、適正な使用料のあり方について審議した。

2　審議の経過

本審議会は、令和8年7月27日付け下業第23号による諮問を受け、計3回にわたり審議を行った。

第1回審議会では、本市の下水道事業における現状と課題について説明を受けた。本市では、市民の約7割が下水道を利用している一方、多くの施設が供用開始から40年以上を経過していること、島しょ部を含む広い市域に多数の処理施設を有していること、人口減少が進んでいることなど、特有の状況が示された。これらを踏まえ、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う維持・更新需要の増大、採算性の低い小規模処理場を多数保有していることなどを課題として認識を共有した。

また、様々な経営改善に取り組んできたものの、本市の令和6年度における経費回収率は 89.0%であり、汚水処理に要する費用を使用料収入だけでは賄えていない状況にあること、さらに現行使用料を維持した場合には将来的に経営状況の悪化が見込まれることが示された。

第2回審議会では、使用料改定の基本的な考え方及び将来シミュレーションについて審議し、23%改定案、16%改定案、10%改定案及び現行維持案を比較検討した。

その結果、使用料改定の必要性、受益者負担の原則及び経営の自立性を確保する必要性について概ね意見が一致した。一方で、市民生活及び事業活動への影響にも十分配慮する必要があるとの認識が共有された。

これらの議論を踏まえ、第3回審議会において答申内容について協議し、本答申を取りまとめた。

３　審議会の判断

本審議会は、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するためには、使用料の改定は避けて通ることができないとの認識で一致した。

本市ではこれまで、施設の統廃合や共同化、計画区域の見直し、民間ノウハウの活用、職員数の削減、企業会計の導入による経営状況の見える化など、様々な経営改善に取り組んできた。これらの取組は、経営の効率化と将来負担の軽減に寄与するものであり、高く評価できる。

しかしながら、人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持・更新需要の増大といった構造的な課題は、経営改善の取組のみで解決することは困難である。特に、今後は施設の改築更新や施設の耐震化に多額の費用を要することが見込まれるため、その財源を安定的に確保する必要がある。

また、本市の令和６年度における経費回収率は 89.0%であり、本来、使用料で賄うべき汚水処理費用の一部を一般会計繰入金によって補填している状況にある。下水道事業は、公営企業として独立採算を基本とするものであり、汚水処理費用は、受益者負担の原則に基づき、可能な限り使用料で賄うべきであると判断した。

さらに、本来使用料で賄うべき経費について、一般会計からの繰入れが続くことは、下水道を利用していない市民にも間接的に負担を求めることとなるため、負担の公平性を確保する観点から、その縮減を図る必要があるとの認識で一致した。

一方、下水道使用料は、市民生活や事業活動に密接に関わる公共料金であり、その改定は利用者に直接的な影響を及ぼす。とりわけ、近年の物価上昇等を考慮すると、市民負担に十分配慮する必要があり、急激な負担増を伴う改定は避けるべきであると判断した。

以上を踏まえ、本審議会は、23%改定案、16%改定案、10%改定案及び現行維持案を比較検討した。

23%改定案は、経費回収率の向上と一般会計繰入金の縮減に大きな効果が期待できる一方、市民生活や事業活動への影響が大きく、現時点では負担増が

過大であると判断した。

10%改定案は、市民負担を比較的抑制できる反面、経費回収率の改善効果が限定的であり、一般会計繰入金への依存を改善するには至らない。このため、本市が目指す経営の自立性を確保する観点からは、十分でないと判断した。

これに対し 16%改定案は、市民生活及び事業活動への影響に配慮しつつ、経費回収率の向上と一般会計繰入金の縮減を図ることができることから、経営の健全化と市民負担への配慮との均衡が最も図られた案であると評価した。また、将来の施設更新及び耐震化に必要な財源を安定的に確保していく観点からも、現時点において最も現実的かつ妥当な選択肢であるとの結論に至った。

また、湯屋用の下水道使用料については、一般公衆浴場が地域住民の日常生活において欠くことのできない施設であり、公衆衛生の向上と住民福祉に重要な役割を担っていることを踏まえ、今回の改定の対象としないことが妥当であると判断した。

以上のことから、本審議会は次のとおり答申する。

4　答申内容

令和９年度から令和 11 年度までの３年間を使用料算定期間とし、下水道使用料を 16%改定することが妥当である。

ただし、湯屋用の下水道使用料については、一般公衆浴場の公益性に鑑み、改定を行わないことが妥当である。

5　附帯意見

本審議会は、使用料改定の実施に当たり、経営の健全化と市民負担への配慮を両立するため、次の事項について十分配慮されるよう意見を付す。

（１）市民負担への配慮

低所得者世帯や高齢者世帯等への影響に十分配慮し、市民生活に過度な負担が生じないよう、必要な措置を講ずること。

（２）経営効率化及び経営基盤の強化

使用料改定後も、施設の統廃合や共同化、民間ノウハウの活用、デジタル技術を活用した業務改革等を着実に進め、さらなる経営効率化とコスト縮減に継続して取り組むとともに、経営基盤の強化を図ること。

（３）市民への丁寧な説明と情報公開

使用料改定の必要性、改定内容及び下水道事業の経営状況について、市民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、継続的な情報公開を行い、理解の促進に努めること。

（４）計画的な施設更新及び災害対策の推進

老朽化施設の改築更新及び施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時においても下水道機能を確保できるよう、下水道施設の強靭化に努めること。

（５）継続的な経営検証

人口動向、経費回収率、一般会計繰入金の状況及び社会経済情勢の変化を継続的に検証し、必要に応じて適切な時期に使用料及び料金体系を見直すこと。

（６）負担の公平性の確保

受益者負担の原則に基づき、利用実態に応じた公平でわかりやすい負担となるよう、料金体系のあり方を継続的に検討すること。

６　おわりに

本審議会は、本市がこれまで進めてきた経営改善の取組を高く評価する一方、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持・更新需要の増大などにより、下水道事業を取り巻く経営環境は、今後さらに厳しさを増すものと認識している。

今回の使用料改定は、単なる料金の見直しではなく、現在の課題を将来世代に先送りすることなく、将来にわたり安全で安心な下水道サービスを安定的に提供し、健全な事業基盤を次世代へ引き継ぐために必要な措置である。

市においては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、さらなる経営改善、計画的な

施設の更新及び耐震化、並びに市民への丁寧な説明に努め、経営の健全化と負担の公平性を確保しながら、持続可能な下水道事業を推進することを強く期待する。

以上